



ドイツ会計制度におけるIFRSの内法化：資本市場 指向改革がもつ意味

著者	佐藤 誠二
雑誌名	同志社商学
巻	71
号	6
ページ	1449-1471
発行年	2020-03-13
権利	同志社大学商学会
URL	http://doi.org/10.14988/pa.2020.0000000156

ドイツ会計制度における IFRS の内法化

——資本市場指向改革がもつ意味——

佐 藤 誠 二

はじめに

- I ドイツの会計国際化改革とIFRS
 - II ドイツ会計制度の法秩序体系とIFRS
 - III 資本市場指向企業の会計報告
 - IV 資本市場指向と非資本市場指向との区分
- 結びとして

はじめに

IASB によると、現在、IFRS の国際的適用 (global adoption of IFRS standards) は、166 の法域 (jurisdiction) に広がり、世界の主要な 88 の証券取引所で IFRS を適用する上場企業数は 25,000 社に及ぶという¹。そして、そうした IFRS の最大の利用者が EU 加盟国と EU 在籍の欧州企業である。EU においては、「IAS 適用命令」に基づき 2005 年以降、規制市場に上場する (資本市場指向的な) 欧州企業に対して、連結決算書へ IFRS の適用を統一的に義務づけ、その他の欧州企業についても IFRS の任意適用を加盟国が与えている。しかし、別稿でも論じたように、加盟各国における IFRS の受容 (adoption) と履行 (enforcement) の状況は多様化している²。そして、その背景として、IFRS の適用規定 (義務化・任意適用) に関して加盟各国の経済的環境や財政ルールなどに応じて国内法への法制化の内容が一様でないこと、IFRS 履行に対して各国の会計慣行が影響を及ぼしていること、IFRS の持つ複雑性に対する経験と会計ドクトリンが不足していること、等が総論的に挙げられている。ただし、各国の制度と実務の実態に即した各論的な分析が行われているかということ、現状では充分といえないだろう。

本稿は、EU の主要国ドイツを取り上げ、会計法制の基盤である商法会計法において IFRS 受容のしくみがどのように内法化されたのか、そのことを、IFRS 導入を主導する EU の会計戦略と関連づけて概観した上で、資本市場指向と非資本市場指向の企業を区分し、ドイツにおける IFRS の法制度の内容と適用状況を踏まえ考察し、あわせて資本

1 IASB, <https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction>, 2019 年 12 月 20 日閲覧

2 佐藤誠二, 「IFRS 適用後の会計エンフォースメント～欧州における統一会計基準履行へのガバナンス～」, 『會計』第 195 巻 6 号, 2019 年。

市場指向の会計改革が有する課題についても展望してみたい³。

I ドイツの会計国際化改革と IFRS

I-1 EU の会計国際化戦略

ドイツの会計改革は、1990年代初頭からの国際化実務の進展、1998年のIAS適用に対する商法免責条項（開放条項）の時限措置、2005年のIFRSの実質的導入に特徴づけられる3つの転換局面を経過し現在に至っている。そして、そうしたドイツにおける会計改革の歴史の背景に絶えず存在するのがEUにおける統一資本市場の形成とそのインフラ整備としての域内諸国の会計統合戦略であった。

欧州委員会が1995年に公表した「会計領域の調和化－国際的調和化の観点からの新戦略⁴」（公式意見書）は、国際的に活動する欧州企業の国際的資本市場への参入を容易にするため、とくに連結決算書に関してEU会計指令と抵触せずに「国際的に認められた会計原則（international anerkannte Rechnungslegungsgrundsätze）」（IAS/US-GAAP）を導入するために、「国際的に認められた会計諸原則」とEU指令との同等性について検証することを要請した。また、それに伴い、「国際的に認められた会計原則」の導入と公正価値評価の導入、既存のEU指令の現代化、会計監査制度の強化という具体的優先課題を明示した「金融サービス行動計画⁵」（action plan）を1998年に策定したのである。

さらにその後、欧州委員会は、IASCのIASBへの組織変更を通じて資本市場においてIFRSの適用により努力する目標が掲げられたことを受けて、「国際的に認められた会計諸原則」をIFRSに絞って1995年の新戦略を発展させ、2000年には「EUの会計戦略：将来の進路⁶」を公表し、第1段階の将来措置として、2004年末までに、「規制市場（geregelter Markt）」に上場するすべてのEU企業に対して、「国際的会計基準（internationale Rechnungslegungsstandards）」（IFRS）に基づく連結決算書の作成を要求すること、加えて、非上場の企業に対しても、IFRSに基づく連結決算書を作成する選択権を加盟国に付与すること、また、第2段階として、2001年末までに有限責任会社の会計

3 筆者は同様の趣旨で、ドイツの会計改革について立法経過を追いながら、そこでの課題をつぎで検討した。佐藤誠二『国際的会計基準の形成』森山書店、2011年。本稿は、その後、10年が経過したなかでIFRS適用状況を見た上で、新たな資料も加え、とくにドイツ商法における「資本市場指向」概念の法典化とIFRSとの関係に焦点づけて再考している。

4 Kommission der EU: Mitteilung der Kommission, Harmonisierung auf dem Gebiet der Rechnungslegung; eineneue Strategie im Hinblick auf die internationale Harmonisierung, COM 95 (508) DE, 1995.

5 Kommission der EU: Mitteilung der Kommission, Finanzdienstleistungen: Abstecken eines Aktionrahmens, KOM (1998/625), 1998. この内容については、佐藤誠二、「ドイツの会計国際化とEU金融・資本市場統合～欧州委員会のアクションプランに関連して～」『会計』第158巻第6号、2000年を参照。

6 Kommission der EU: Mitteilung der Kommission, "Rechnungslegungsstrategie der EU: Künftiges Vorgehen", KOM (2000) 359, 13. 06. 2000.

にとって将来基礎となる「EU 会計指令の現代化 (Modernisierung der EU-Rechnungslegungsrichtlinien)」に関する措置を講じることを提示した。

そして、この 2000 年の「EU の会計戦略：将来の進路」を前提にして、欧州議会および欧州理事会が公布したのが、2002 年の「国際的会計基準に関する欧州議会および欧州理事会の命令」いわゆる「IAS 適用命令 (IAS-Verordnung)」ならびに、2003 年の「特定の法形態の会社、銀行およびその他の金融機関ならびに保険企業の年度決算書および連結決算書に関する指令 78/66 の修正に対する EU 議会および EU 理事会の指令」いわゆる「現代化指令 (Modernisierungsrichtlinie)」であった。⁷

一方で、こうした EU の国際化対応のもとで、「金融サービス行動計画」に沿って、会社会計法制の改革とともに、2005 年の IFRS の導入期限を前提に、証券市場法制も改革が同時進行の形で進められた。発行開示規制を修正する 2003 年の「有価証券の公募もしくは取引認可に際し開示される目論見書及びびについての透明化要請の調和化及び 2001/34 EU 指令の修正に関する指令」いわゆる「目論見書指令 (Prospektrichtlinie)」⁸、継続開示については、2004 年「規制市場に有価証券を取引認可される発行者に関する情報に関する情報についての透明性命令調和か 2001/34 指令の修正に関する指令」いわゆる「透明性指令 (Transparenzrichtlinie)」⁹を公布することによって、欧州の規制市場に上場する企業に対して、国際的会計基準 (IFRS) に対応した開示要件を構築することを域内諸国に求めたのである。

以上のように、ほぼ四半世紀にわたる EU の会計統合戦略は、欧州における金融拠点として、効果的かつ効率的な競争能力ある統合資本市場を形成する上で、欧州内で適用される会計規範を国境横断的取引もしくは世界のすべての証券取引所での認可に際して利用される国際的な会計基準 (IFRS) と結合することにあり、そうした国際的会計基準を EU とその加盟国の会社会計法制のなかに摩擦なく組み入れることにその中心的課題があったといえよう。

7 EU, Richtlinie 2003/51/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 18.Juni 2003 zur Änderung der Richtlinien 78/660/EWG, 83/349/EWG, 86/675/EWG und 91/674/EWG über den Jahresabschluss und den konsolidierten Abschluss von Gesellschaften bestimmter Rechtsformen und, von Banken und anderen Finanzinstituten sowie Versicherungsunternehmen, Amtsblatt der EU, L 178/16-22.

8 EU, Richtlinie 2003/71/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 4.11.2003 betreffend den Prospekt, der beim öffentlichen Angebot von Wertpapieren oder bei deren Zulassung zum Handel zu veröffentlichen ist, und zur Änderung der Richtlinie 2001/34/EG, Amtsblatt der EU, 2003, L 345/64-82.

9 EU, Richtlinie 2004/109/EG des Europäischen Parlament und der Rat vom 15.12.2004, Zur Harmonisierung der Transparenzanforderung in Bezug auf Informationen über Ermittelten, deren Wertpapier zum Handel auf einen gereelten Markt zugelassen sind, und zur Änderung der Richtlinie 2001/34/EG, Amtsblatt der EU, 2004, L 390/38-57.

I-2 ドイツの資本市場指向改革

EUの会計国際化戦略に応じて、ドイツが着手した会計制度改革は、商法の改正を中心に、会社法制と証券市場法制との両者の緊密な連携のもとに実施された。

ただし、有価証券取引法 (WpHG)、取引所法 (BörsG)、取引所規則 (BörsO) 等の証券市場法制は、資本市場において開示される年次決算書作成のための処理・表示原則等について実質的会計規制を含んでいない。ドイツでは、資本市場における決算書作成のための実質的法基盤は商法会計法規に委ねられており、商法会計法の債権者保護にたった、いわゆる保守主義的な会計規制に加えて投資家サイドの情報要求にも適合しうる法体系を組み直す、つまり、実質的な法規定を持つ商法の改正を通じて、それと合わせて資本市場における開示規制を IFRS 導入に対応させることが求められた。

1998年の資本調達容易化法 (KapAEG)、企業領域統制透明化法 (KonTraG) を皮切りに、2005年の会計法改革法 (BilReG)、会計統制法 (BilKoG)、2009年の会計法現代化法 (BilMoG) に至る商法会計法を中心とする改革は、証券市場法制との連携を保ちつつ、IFRS 導入を踏まえ、資本市場における情報開示の拡充を目指した「資本市場指向 (kapitalorientiert)」の法改革であったといつてよい。

しかし、そうした「資本市場指向」の法改革が、ドイツにおいて、成文法主義にたった伝統的な商法会計法の基本的骨格を修正するものではなかったといわれる点は留意すべきだろう。会計法の改革のたび毎に、立法当局が示した言及からも、それを読み取ることができる。

1998年 KapAEG に付された法案理由書では、「改正はあくまで証券市場における情報開示を目的としたものであり、それは、課税にも配当にも関係せず、慎重性と税務上の利益確定に対する商事貸借対照表の基準性原則も保持される¹⁰」という。また、IFRS 適応と会計現代化の改革の最終局面で公布された2009年 BilMoG においても、法案理由書は、「会計法の現代化によって、企業に対して、IFRS との関連において等価値であるが簡便でコストパフォーマンスの良い選択肢を提供するという目標が追求される。その場合、商法上の年度決算書は利益配当の基礎でありつづけるし、税務上の利益算定に対する商法上の年度決算書の基準性の優位性は保持され、したがって、商法会計の要諦 (Eckpunkte) は存在し続ける¹¹」と述べている。

かつて、EC時代にEC会計指令による域内加盟国間における会計法制の調和化に際

10 Deutsches Bundesrat, Gesetzentwurf der Bundesregierung, Durucksach 967/96 vom 20.12.1996 Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der Wettbewerbsfähigkeit deutscher Konzern an internationalen Kapitalmärkten und zur Erleichterung der Aufnahme von Gesellschafterdarlehen (Kapitalaufnahmeerleichterungsgesetz-KapAEG), 1996, S..

11 BMJ, Referentenentwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrecht (Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz - BilMoG) vom 8. 11. 2007, S.57.

して、ドイツが1985年の商法改革に取り組む際に、補完性（Subsidiarity）の原則を適用して示した基本方針が、会計報告の法形態及び規模依存性とそれに伴う税務上の利益算定に対する基準性原則の保持、中規模経済への不当な負担の回避、EU指令の税務中立的履行、会計報告の弾力性の維持であった。¹² ECからEUに移行し、国際化の進展を背景に域内資本市場の国際的競争力強化に資することに目的が移行したが、EU域内の会計法制改革に対するドイツの基本方針が変わるところはない。要するところ、ドイツの資本市場指向の商法会計法の改革は、域内資本市場改革の一環として、商法を受け皿にして証券市場法制にける情報開示の国際化に向けて行われた改革だったが、そこでは、一貫して債権者保護と資本維持目的に立脚した既存の商法会計法の骨格を保持することを前提に、資本市場を指向する一部の上市企業に対して開放政策を取り込み、法的安定性を担保しながら既存の法システム（Regelwerk）の補強を講じたものであった。

II ドイツ会計制度の法秩序体系と IFRS

II-1 資本市場指向企業の定義

「IAS 適用命令」が加盟国に対して要求した IFRS の適用義務化が開始する 2005 年から、ドイツでは、規制市場を利用する資本会社を中心に、事前適用を含め、「資本市場への IFRS の受容（Rezeption der IFRS am Kapitalmarkt）」¹³ が着実に実施された（図表 1 参照）。¹⁴ その場合、ドイツが採った方策は、2004 年 BilReG を通じて、IFRS の義務的適用と選択的適用を商法（HGB）に内法化したうえで、2009 年 BilMoG によって「資本市場指向」企業の属性を証券市場法制と一体化させながら、IFRS 適用に向けての法整備を商法会計法を中心に確立したことであった。

HGB 第 264 d 条は、「資本市場指向」の資本会社について、つぎのように規定する。「資本会社は、有価証券取引法第 2 条 1 項 1 文の意味での有価証券を有価証券取引法第 2 条 5 項の意味での組織市場（organisierter Markt）で取引するもしくは組織市場における有価証券の取引認可を申請したときには、資本市場指向（kapitalmarktorientiert）である。」

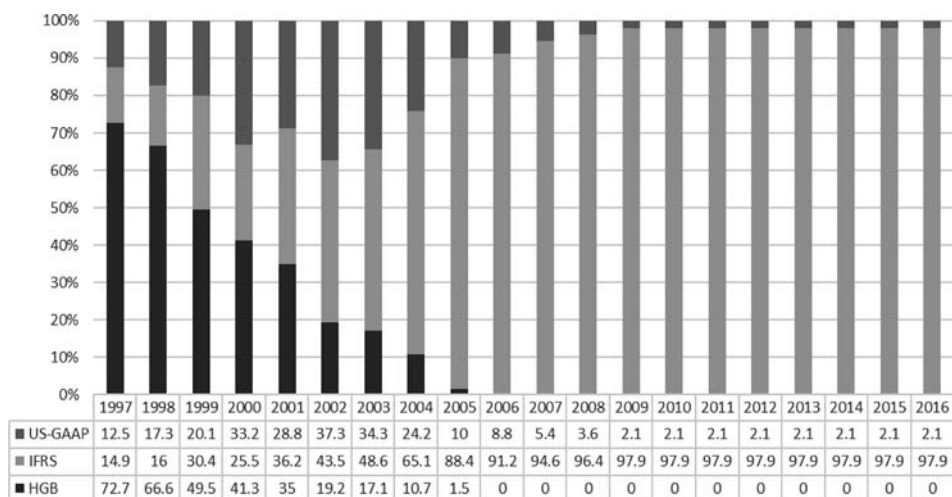
この「資本市場指向」の概念それ自体は、2009 年 BilMoG を通じてドイツ商法においてはじめて法文化されたが、それ以前にも、「取引所上市（börsennotierte）」という類

12 Bundestages-Drucksach 10/317, in: Herbert Biener/Wilhelm Beneck, Bilanzrichtlinien-Gesetz vom 19. 12. 1985 mit Bericht des Rechtausschusses des Deutsches Bundestages, Regierungsentwürfe mit Begründung, Entstehung, und Erläuterung des Gesetzes, 1986, S.20-22.

13 Christian Zwirner, 20 Jahre Kapitalmarktorientierung und IFRS: Rückblick und Ausblick, IRZ, Heft 6, Juni 2017, S.240.

14 図表は、Zwirner がドイツ取引所株式会社のプライム・スタンダードを対象に、開示された 2,929 の連結決算書を用いて分析した結果である。

図表1 ドイツ規制市場におけるIFRS適用状況



出所：Christian Zwirner, 20 Jahre Kapitalmarktorientierung und IFRS: Rückblick und Ausblick, IRZ, Heft 6, Juni 2017, S.241.

似の概念は1998年KapAEGに基づく商法改正に際して導入されていた。1998年KapAEGは、取引所上場のコンツェルン親会社に対して、連結決算書（コンツェルン決算書）に限定し商法規定に基づく作成を免責し、「国際的に認められた会計諸原則（international anerkannte Rechnungsgrundsätze）」（IASないしUS-GAAP）に準拠することを可能とする「開放条項（Öffnungsklausel）」をHGB第292a条に新設した。この第292a条の1項は、「コンツェルンの親企業である取引所上場の企業は、2項の要件に合致する連結決算書および連結状況報告書を作成しかつそれを第325条、第328条に従い、ドイツ語およびドイツマルクで公示しているときには、本節の規定に基づく連結決算書および連結状況報告書を作成を要しない」とし、2項において、国際的に認められた会計原則に基づき作成されたとき、HGBに準拠した連結決算書および連結状況報告書が免責される」というものである。なお、HGB第292a条（開放条項）は、EUが2005年を目途にIFRSの導入を実質化するという金融サービス行動計画を前提とした2004年12月31日までの期限を付した時限立法であった。

ただし、このHGB第292a条で挿入された「取引所上場」という用語は、それまで商法では使用されておらず、株式法（AktG）第3条2項にあった。株式法第3条2項では、「国が容認した機関により規制され、監督され、正規に存在し、公衆に対して直接的かつ間接的に開放されている市場」（組織市場）において株式の取引をおこなう資本会社が「取引所上場」の会社であるとし、当時の証券市場セグメントのうち自由市場を除いて、公式市場、規制市場、新規市場において株式が認可された資本会社が、その意味での取引所上場の会社に該当するものと解釈されていた。¹⁵

しかし、そうした第 292 a 条の法文については、ドイツの現状からみて、「取引所上場」の概念範囲が狭く適切でないとの疑義が草案当初から提起されていた。その背景には、当時、伸張著しい「新規市場 (Neuer Markt)」の存在があった。新規市場企業は、新規市場規則に従い、すでに IAS/US-GAAP の適用が義務づけられていた。ただし、取引認可申請は規制市場、株式の売買は私法上の自由市場で行われるため、新規市場企業は、「取引所上場」企業の範疇には属さないことになる。立法当局は、そうした問題に即座に対処し、株式法第 3 条 2 項における、「取引 (handel)」の用語を「認可 (Zulassung)」に置き換え、「本法律における取引上場とは、国が容認した機関により規制され、監督され、正規に存在し、公衆に対して直接的かつ間接的に開放されている市場において、自身の株式が認可される会社である」と法改正し、1999 年 8 月から発効させたのである。また、この免責条項第 292 a 条は、1999 年の「資本会社及び有限責任社員・指令法 (KapCoRiLiG)」の成立により、有価証券取引法 (WpHG) の規定に合わせて、持分証券 (株式) だけでなく負債証券を含めた発行会社に対して、現行の HGB 第 264 d 条にほぼ近い、「コンツェルンの親企業である取引所上場の企業」から「有価証券取引法第 2 条第 5 項の意味での組織市場に自身もしくはその子企業が発行する有価証券取引法第 2 条第 1 項の意味での有価証券が認可 (zulassung) された親企業」に置き換え、また、第 1 文に続けて第 2 文を挿入し、「第 1 文は組織市場での取引については、¹⁶認可が申請されるときも適用される」の規定内容となったのである。

その後、「IAS 適用命令」を転換した 2004 年 BilReG が成立した。BilReG に基づき商法改正が行われ、そこでは、「国際的に認められた会計諸原則 (international anerkannte Rechnungsgrundsätze)」(IAS/US-GAAP) の用語も、「国際的会計基準 (internationale Rechnungslegungsstandards)」(IFRS) へと変更して、対象会計基準 IFRS を限定し。IFRS の適用義務化ならびに加盟国選択権を行使した適用選択権が、HGB 第三編第 2 章の第 2 節「連結決算書および連結状況報告書」のなかに新設された第 10 款「国際的会計基準による連結決算書」第 315 a 条に規定されたことによって、第 292 a 条自体は失効、削除されるに至っている。

いうまでもなく、IFRS の適用義務化・選択権を内法化した BilReG は、「IAS 適用命令」を前提とする。「IAS 適用命令」は、欧州の規制市場で上場する資本市場指向の欧

15 Vgl. Hans-Joachim Böcking, Auswirkungen der neuen Rechnungslegungs- und Prüfungs- vorschriften auf die Erwartungslücke, in: Reform des Aktienrechts, der Rechnungslegung und Prüfung, KonTraG-KapAEG-EuroEG-StückAG-, hrsg. von Dietrich Dörner, Dieter Menold, Noebert Pfitzer, 1999, S.726.

16 Vgl., Deutscher Bundestag, BT-Drucksach 14/2353 vom 14. 12. 1999, Gesetz zur Durchführung der Richtlinie des Rates der Europäischen Union zur Änderung der Bilanz- und Konzernbilanzrichtlinie hinsichtlich ihres Änderungsbereich (90/605/EGW), zur Verbesserung der Offenlegung von Jahresabschlüssen zur Änderung anderer handelsrechtlicher Bestimmungen (Kapitalgesellschaften- und Co-Richtlinie-Grsetz-KapCoRiLiG), S. 11 (Zusammenstellung).

州企業に対して、2005年1月1日以降に始まる事業年度から、IFRSの適用を加盟国に義務づけた。BilReG以後、BilMoGの成立を経て成立した現行のHGB第264d条における「組織市場で上場ないし認可申請」を前提とした「資本市場指向の資本会社」も「IAS適用命令」がいう「規制市場」という市場概念に対応しつつ、補完性原則を行使し、ドイツの実情と歴史的経過を踏まえて内法化された法概念であったといえる。

2-2 IFRS適用の場としての規制市場

ところで、「IAS適用命令」は、欧州の規制市場 (geregelter Markt) における資本市場指向の欧州企業に対して、IFRSの適用を加盟国に義務づけたが、ドイツ商法において、KapAEG, KapCoRiLiGからBilReG, BilMoGへと至る法改正にあたって、「規制市場」そのもの用語は採用されていない。

IAS適用命令は、その第4条において、EUの規制市場に上場する企業をもって「資本市場指向」の企業と定義し、その資本市場指向企業に対するIFRSの適用を加盟国に要請したが、そこでいう「規制市場」は、1993年の「有価証券サービス指令 (Richtlinie über Wertpapierdienstleistungen: WpDIR)¹⁷」、その後の2004年のEU「金融商品市場指令 (Richtlinie über Märkte für Finanzinstrumente)¹⁸」の定義に基づいていた。「金融商品市場指令」第4条1項14号に従うと、規制市場とは、「市場の運営者によって運営および／または管理される多国間システムで、システム内およびそのシステムの非裁量的規準に従う金融商品の販売と購買に対する第三者の利害と当該規準および／ないし市場システムに従い取引認可ならびに認可の維持とが、秩序的および機能的な方法で結合または結合が促進されるもの」と定義される¹⁹。

この規制市場に対応するのが、有価証券取引法第2条5項の意味での「組織市場」であった。しかし、ドイツでは、証券市場において従来から同じ「規制市場」という市場セグメントが存在し、それとの混同を避けるため、HGB第315a条では、有価証券取引法第2条5項の意味での「組織市場」を用いたのだという。また、この有価証券取引法における「組織市場」の定義は、「金融市場指令転換法 (Finanzmarkttrichtlinie-Umsetzungsresetz)」で少なくとも広範囲に対応しており、「金融商品指令」の概念規定に内容的な相違はほとんど存在しない、と解釈されている²⁰。この解釈にたてば、ドイツの組織市場はドイツ規制市場と同義であり、そのドイツ規制市場がEU規制市場とほぼ

17 Die Richtlinie 93/22/EWG des Rates vom 10. Mai 1993 über Wertpapierdienstleistungen.

18 EU, Richtlinie 2004/39/EG des Europäischen Palaments und des Rates vom 21.2.2004 über Märkte für Finanzinstrument.

19 Harald Wiedmann/Hans-Joachim Böcking/Marius Gros, Bilanzrecht Kommentar zu den §238 bis 342 a HGB, 3. Aufl., 2014, S.588.

20 Ebenda, S.589.

同義となる。HGB 第 264 d 条の資本市場指向企業の概念には、組織市場で取引認可が申請された企業も含まれており、ドイツにおける概念は「IAS 適用命令」における資本市場指向企業よりも実質上、広く定義されている。組織市場についても EU 規制市場とドイツ規制市場との同義性の枠組みでのなかで位置づけられている。つまり、「資本市場指向」の概念だけでなく「組織市場」もやはり、ドイツ商法における固有の法概念であったといえる。

なお、EU および欧州経済圏における組織市場は等価性を前提にしてみな同等に位置づけられている。各加盟国側が、EU の定義に応じて格付けした組織市場のリストをもとに EU が認証し、それが EU 公報において、毎年一度、規制市場として公表する。Wiedmann/Böcking/Gros のコンメンタール（2019 年版）²¹によると、2018 年時点で、ドイツの組織市場における取引所で、規制市場の要件をみたすのは、Berlin, Düsseldorf, Frankfurt, Hamburg, Hannover, München, Stuttgart の各取引所の他、EUREX terminbörse, Europäische Energiebörse in Leipzig, Tradegate Exchange in Berlin である。²²

Ⅲ 資本市場指向企業の会計報告

Ⅲ-1 商法上の会計報告規定

ドイツの HGB 第 3 編「商業帳簿」は、資本会社と人的会社の会社法形態の区分にたつて、また資本会社に関しては大中小の規模区分に応じて貸借対照表項目と損益計算書項目の下位分類、附属説明書の報告義務の範囲、法定監査及び開示義務等の規定を、資本会社については、大中小規模基準に応じて、個別および連結の貸借対照表、損益計算書、附属説明書（Anhang）、状況報告書（Lagerbericht）の作成、監査、開示に関して、段階的な規制区分と各種の負担軽減措置を設けてきた。そうした企業区分を要約すると、以下の 5 つの集団に類型化することができる。²³

第 1 集団 作成、開示、監査の義務が免責されるかなり小さな個人商人

第 2 集団 決算書作成義務だけ付与される企業（それほど大きくない個人商人、それほど大規模でない典型的な人的商事会社）：任意作成の簡便化措置が付与

21 Harald Wiedmann/ Hans-Joachim Böcking/ Marius Gros, Bilanzrecht Bilanzrecht §§238 bis 342 a HGB, §§135-138, 158-161 KAGB Kommentar, 4.Aufl., 2019, §264 d.

22 Wiedmann/Böcking/ Gros のコンメンタール（2014 年版）によれば、Börse Berlin, Duesseldorfer Börse, Furankfurter Wertpapierbörse, Niedersaechsische Börse zu Hannover, Böerse Muenchen, Baden-Wuerttembergische Wertpapierbörse, Hanseatischen Wertpapierbörse Hamburg）ならびに Eurex Deutschland, der Startup-Markt der Hanseatischen Wertpapierbörse Hamburg, die Europaeische Energiebörse in Leipzig 並びに Tradegate Exchange in Berlin が挙げられており、規制市場の対象取引所は固定的でないようである。Harald Wiedmann/Hans-Joahim Böcking/Marius Gros, Bilanzrecht Kommentar zu den §238 bis 342 a HGB, a.a.O., S.589-590.

23 Rudolf Ferderman/Stefan Müller, Bilanzierung nach Handelsrecht, Steuerrecht und IFRS, 13. Aufl., 2018, S.66.

される下位集団，開示についてではなく供託のみ義務づけられる資本金会社およびに最小規模資本金会社

第3 集団 決算書の作成，開示について義務づけられている企業（小規模資本金会社，特殊な小規模人的会社）

第4 集団 決算書の作成，監査および開示について義務づけられる企業（かなり大規模な人的商事会社，中規模資本金会社及び大規模資本金会社，中規模および特殊な大規模人的会社）

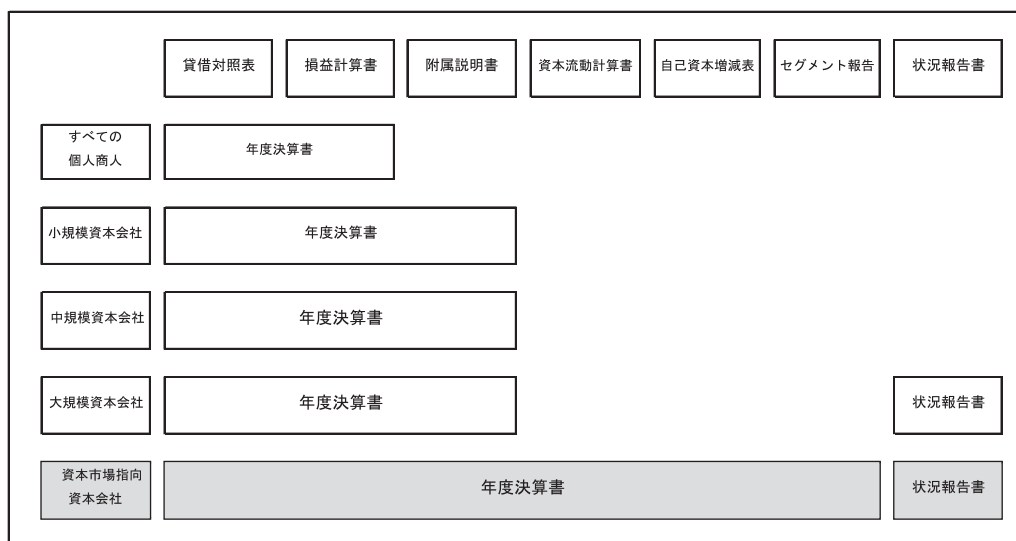
第5 集団 一般的には大規模資本金会社とみなされ，追加的により厳しい会計報告規定が与えられる資本市場指向的な資本金会社

これらのうち，第5 集団に属する資本市場指向の資本金会社は，商法上，第4 集団に加えられる。資本金会社の規模基準を定めた HGB 第 267 条の 3 項は「第 264 d 条に該当する資本金会社はつねに大規模であるとみなす」と規定する。²⁴この規定に基づき，資本市場指向の企業はその規模に関わらず形式上，大規模資本金会社としてみなされ，その上で，HGB 第 3 編第 2 章第 10 款「国際的会計基準による連結決算書」の開放条項第 315 a 条が付与されている。第 315 a 条の組織市場における上場企業，上場認可申請企業の資本市場指向企業は連結決算書の作成に対し，IFRS の適用が義務づけられ，HGB への準拠が免責されることになる。つまり，HGB は，第 315 a 条を経路にして資本市場指向の定義を有価証券取引法と連結して内法化し，その資本市場指向企業に対して，既存の規模分類，段階的会計報告体系のなかで，非資本市場指向の資本金会社とが差別化されることになる。それによって，商法における資本金会社の規模区分と証券法制上の上場・非上場の基本区分は連携し，年度決算書等の作成・商法上の開示に関わる実質的な会計規制を証券市場法制の発行・継続開示規制の基礎に据えるメカニズムが確立されることになる。そうした資本市場指向企業の区分を含めて，ドイツ商法における会計報告体系（年度決算書）を，簡略して示せば，図表 2 のようになる。

ただし，商法はそこで IFRS の無条件の導入を意図していない。HGB 第 315 a 条では，1 項の IAS 適用命令により国際的会計基準（IFRS）の適用が義務づけられる企業（規制市場上場企業）および 2 項の上場認可申請段階にある資本市場指向企業に対して，IFRS を適用しないその他の非資本指向企業と同様，つぎのような HGB 規定を遵守することを義務づけ²⁵ており，商法上の大規模資本金会社としての位置づけは確保されている

24 なお，このような資本市場指向企業に対するみなし規定も，やはり新しいものではない。1998 年 KapAEG によって IAS/US-GAAP に対する選択適用が商法に導入されて以降，IAS/US-GAAP 適用企業（当時の公式市場，規制市場における上場ないし認可申請会社）についても，KapAEG に基づく旧第 267 条 3 項はつぎのように規定している。「資本金会社は，資本金会社によって発行された株式またはその他の有価証券が欧州経済共同体加盟国の取引所において公式市場もしくは規制市場で認可されるか，規制自由市場に含まれるかまたは公式市場もしくは規制市場での認可申請が行われているときには，常に大規模資本金会社とみなされる。」

図表2 ドイツ商法における会計報告の段階的構成



出所：Rudolf Ferderman/Stefan Müller, Bilanzierung nach Handelsrecht, Steuerrecht und IFRS, Gemeinsamkeiten, Unterschiede und Abhängigkeiten – mit über 195 Abbildungen, 13.Aufl., 2018, S.15. の表を一部、修正して作成。

る。

- ・第 294 条 3 項 親企業に対する子企業の呈示および説明義務
- ・第 297 条 2 項 4 文 会計宣誓（Bilanzeid）²⁶
- ・第 298 条 1 項（第 244 条および第 245 条を含む）ドイツ語，ユーロの通貨単位での連結決算書の作成および署名
- ・第 313 条 2 項および 3 項 附属説明種での説明
- ・第 314 条 1 項 4, 6, 8, 9 号被用者数，組織構成員，株式法第 161 条に基づく公表事項
- ・決算書監査人の報酬
- ・第 314 条 2 項 2 文 取引所上場株式会社の場合の記載義務の免除
- ・第 315 条 連結状況報告書の作成
- ・その他の連結決算書もしくは連結状況報告書に該当する第 2 款以外のすべての規定

III-2 証券市場法制における開示規制

資本市場指向の企業については，上述した HGB における会計報告規定を基盤に，そ

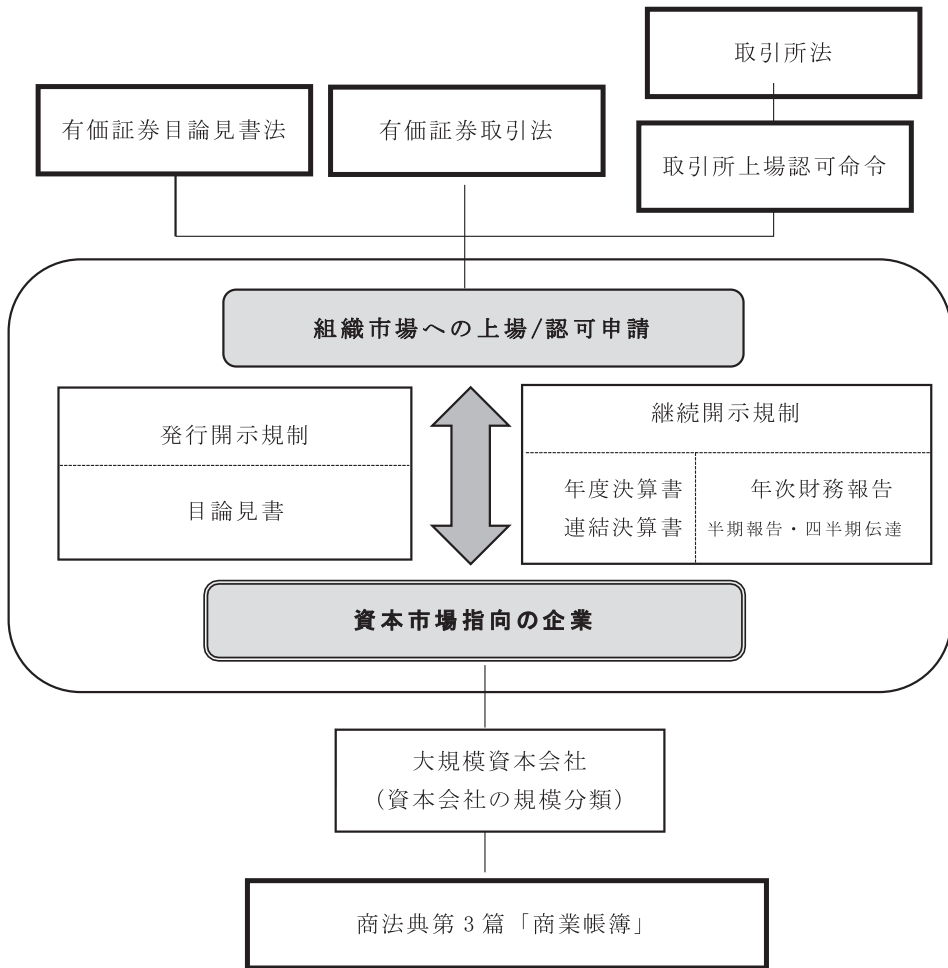
25 Harald Wiedmann/Hans-Joachim Böcking/Marius Gros, Bilanzrecht Kommentar zu den §238 bis 342 a HGB, 3. Aufl., a.a.O., S.590.

26 会計宣誓とは，内国発行体である資本会社の法定代理人が知りうる限り，年度決算書が財産財務および収益状態の実質的諸関係に合致した写像を伝達していること，または附属説明書において追加的記載がなされていることを署名入りの文書をもって確認することをいう。

れを補完して、有価証券取引法 (WpHG), 有価証券目論見書法 (WpPG) 取引所法 (BörsG), 取引所認可命令 (BörsZulV) における開示規制が存在する。その関係をここで示せば、図表3のようになる。図表3に示すように、商法 (HGB 第264d条) における、「資本市場指向」の定義は、証券取引法制と直接、連繋する基軸的概念となっている。

また、いうまでもなく、「資本市場指向」の概念と連繋する証券取引法制における開示規制もまた、EUの国際化戦略のもとで公布された「目論見書指令」、「透明性指令」を転換したものである。以下、Ferdmann/Müllerの著書を参照しながらその内容を概略してみよう。²⁷

図表3 商法会計法と証券市場法制との連繋



出所：筆者作成

27 Vgl., Rudolf Ferdman/Stefan Müller, Bilanzierung nach Handelsrecht, Steuerrecht und IFRS, Gemeinsamkeiten, Unterschiede und Abhängigkeiten – mit über 195 Abbildungen, a.a.O., S.69-72.

Ⅲ-2-1 有価証券取引法における開示規制

証券市場法制上、ドイツの組織市場（規制市場）への認可に際して、会計報告に該当する法規範は、取引所認可命令と有価証券目論見書法に含められている。BörsZulV 第48条2項4号、72号は、取引所認可において、HGB/IFRSに基づく連結決算書もしくは年度決算書、そのうちとくに、過去3期の事業年度にわたる貸借対照表を要求している。WpPG 第7条は、EU 命令 809/2004 に基づき規定される取引所登録様式（Registrierungsformular）の枠内で年度決算書からの詳細な報告を求めている。この認可条件の他、透明性指令転換法（TUG）以降、有価証券取引法が、認可継続要件として、第2条7項に基づく内国発行体として有価証券を発行するすべての企業に対して以下のような財務報告の関連規定が義務づけている。

年次財務報告（Jahresfinanzbericht）に関しては、

- ・ WpHG 第 37 v 条は、国内の有価証券発行体に対して、毎事業年度経過後、遅くとも 4 ヶ月以内に年次財務報告の作成、また、年度決算書、状況報告書、会計宣誓（Bilanzzeit）につき開示が HGB により義務づけられていないときには、毎事業年度経過後、遅くとも 4 ヶ月以内に、それらの開示を義務づけている。財務報告は、少なくとも、企業の本国法に基づき作成され HGB/IFRS に準拠して作成され監査済の年度決算書、状況報告書および会計宣誓を含まなければならない。
- ・ 年次財務報告は、EU/欧州経済圏所在国の国内法に従うかあるいは第三国の場合は HGB に合致して作成され監査済の年度決算書、状況報告書、HGB 第 264 条 2 項 3 文の意味での会計宣誓、決算書監査人を介した経済監査士協会の証明/確認が含まれる。
- ・ 大抵の国内の場合、HGB 第 325 条に基づき開示された通常の商法上の決算書が年次報告に代替する。これらは、商法上の開示規定が基礎づけられない外国企業の場合、WpHG 第 37 v 条に従い開示義務が設権的な効果を持つ。

半期財務報告（Halbjahresfinanzbericht）に関しては、

- ・ WpHG 第 37 w 条に従い、株式および負債証券の内国発行体は、毎事業年度のはじめの 6 ヶ月に対して半期財務報告を作成し、中間期間経過後の遅くとも 2 ヶ月以内にそれを公衆の利用に供さなければならない。それ以外に、当該企業は半期財務報告を公衆の利用に供する時点までに、それに対する公告をおこない、連邦金融サービス庁（BaFin）に対して、企業登記簿の利用可能性も含めて、報告書がどの時点、どのインターネット・アドレスのもとで公開されるかを通知しなければならない。
- ・ 半期財務報告には、少なくとも、適用される会計報告原則に基づく、簡略貸借対照表、簡略損益計算書・簡略附属説明書から構成される簡略決算書、中間状況報告書、会計宣誓を含む

- ・簡略化した決算書には、年度決算書に用いた会計原則が適用されなければならない。
- ・HGB 年度（個別）決算書の代わりに IFRS 個別決算書が開示される場合、簡略決算書にも IAS/IFRS が適用されなければならない。
- ・簡略決算書および中間状況報告書は、WpHG 第 34 w 条 5 項により、決算書監査人を通じて監査人の署名が付されなければならない。
- ・親企業に連結決算書の作成が義務づけられている場合、年次財務報告に追加して、IFRS 連結決算書、IFRS 連結状況報告書および従来の適用会計規範に従う会計宣誓を開示しなければならない。

III-2-2 取引所規則の開示規制

上述の有価証券取引法による開示規制の基本的要件に加えて、取引所規則（BörsO）において、それぞれの開示要件が与えられる（図表 4 を参照）。ドイツでは、フランク

図表 4 取引所規則と開示規制

法規範	参入 (IPO) 義務 継続義務 (透明性水準)	取引所セグメント	
		規制市場	自由市場
法的最低要件	認可/ 参入条件	取引所認可命令 (BoersZulV) 第 72 条を含む第 48 条 2 項 前 3 事業年度の連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本 流動計算書および前営業年度の連結附属説明書、連結状況報 告書 (HGB, IFRS, ドイツ語) EU 命令 809/2204 を含む有価証券取引法第 7 条 登記様式の附属説明書	有価証券取引法上の織的市场 ではない 特別の義務はなし
	継続義務	有価証券取引法第 37 v 条, 37 y 条 すでに HGB 開示がない場合、年次財務報告書 (HGB, IFRS) 有価証券取引法第 37 w 条 半年次財務報告書 (HGB, IFRS)	特別の義務はなし
各取引所規則に 基づく 追加的要件 (例示) フランクフルト 有価証券 取引所規則 ないし フランクフルト 有価証券取引所 一般営業条件	ゼネラル基準	法的要件に準ずる	なし
	プライム基準	フランクフルト有価証券取引所—取引所規則第 50 ないし第 51 条 有価証券取引法に基づく年次財務報告および半期財務報告 (ドイツ語・英語) フランクフルト有価証券取引所一般営業条件第 51 a 条 四半期報告 (ドイツ語・英語)	なし
	オープン マーケット (ゼネラル)		特別の会計要件はなし 目論見書もしくは
	オープン マーケット (エントリー 基準)		フランクフルト有価証券 取引所一般営業条件 IPO 義務: 第 16 条 3 e 項 連結決算書・連結状況報告書 (前年度: HGB/IFRS) 継続義務: 第 17 条 2 b 項 連結決算書・連結状況報告書 (HGB/IFRS: ドイツ語・英語) 第 17 条 2 b 項 半年次中間報告

出所: Rudolf Ferderman/Stefan Müller, Bilanzierung nach Handelsrecht, Steuerrecht und IFRS, a.a.O., S.73.

フルト・ハンブルク・ミュンヘン・デュッセルドルフ・ハノーファー・シュトゥットガルト・ベルリンに各取引所が存在するが、そのうち最大の規模を有し代表的なフランクフルト証券取引所を運営するのが、ドイツ取引所株式会社（Deutsche Börse Aktiengesellschaft：DBAG）である。ドイツ取引所株式会社は、規制市場に対し、取引所参入（IPO）および認可の継続に際して、HGB/IFRS に基づく年度決算書の開示を義務づけている。なお、有価証券取引法2条5項の意味での組織市場でない「自由市場（Freiverkehr）」については、一般的な法的要件以外に会計報告要件は存在しない。

また、フランクフルト証券取引所には、規制市場について①ゼネラル基準、②プライム基準の上場区分が存在し、フランクフルト取引所規則（BörsO-FWB）に基づいて以下のような追加的な開示要件（透明性水準）を定めている。

- ・国内向けのゼネラル基準では、規制市場に対する法的最低要件が準じて適用されるが、取引所認可および認可継続に際して、いずれの場合にも IFRS の適用が可能であり、公開言語はドイツ語もしくは英語である。
- ・DAX, MDAX, TecDAX, SDAX 指数の採用に際して最高度の透明性水準が求められる海外向けのプライム基準について、BörsO-FWB 第 51 a 条における四半期報告の義務の廃止されて以後、四半期財務報告の代わりに、第一四半期および第三四半期において、いわゆる「四半期伝達（Quatralsmitteilung）」の作成と伝達が義務づけられている。その内容的要件は、BorsO-FWB 第 51 a 条で規定され、とくに、伝達期間にわたって、重要な損益、事業および財務状態へのその影響の説明し、ならびに財務状態と事業損益についての記載がなされなければならない。なお、任意に四半期報告が作成される（BorsO-FWB 第 51 a 条 6 項）ときには、四半期伝達の義務は生じない。公開用語はすべての場合、ドイツ語もしくは英語である。

他方、オープンマーケットの場合、フランクフルト取引所の自由取引に対する一般的な営業条件（AGBFV-FWB）が、通常の自由市場の要件より高い透明性基準としてエントリー基準を求めている。ここでは、新規参入にあたって、HGB もしくは IFRS に準拠した前年度の個別決算書および／もしくは連結決算書の提出が必要となり、継続認可の場合には、HGB もしくは IFRS に準拠した状況報告書を伴う連結決算書／個別決算書ならびに半期中間決算書が求められる（AGBFV-FWB 第 17 条）なお、公開原語はドイツ語もしくは英語である。

IV 資本市場指向と非資本市場指向との区分

IV-1 ドイツ企業の IFRS への適用状況

以上にみたように、ドイツの商法は「資本市場指向」に対する定義を内法化し、

IFRS の適用範囲を限定づけそれを媒介にして資本市場指向企業に関する商法会計法と証券市場法制における情報開示規制の連携をより緊密なものとした。「IFRS 適用命令」に基づき IFRS を適用する資本市場指向の企業は、その規模と収益力からしても EU そしてドイツにおいて資本市場の成長と活性化を牽引する主要な担い手であり、ドイツをはじめ加盟各国が取り組んだ IFRS 導入を見据えた会計改革は、そうした資本市場指向企業の市場での競争を高める成長戦略のための施策であったといつてよい。しかし、IFRS を適用する資本市場指向の企業それ自体の数は漸次、減少しているようである。

図表 5 は、EU が実施したエンフォースメント調査における IFRS 適用企業数を単純比較したものである。2005 年 IFRS の初度適用時で、ESMA (欧州証券市場監督局) の前身の CESR (欧州証券規制当局委員会) が調査対象とした EU 規制市場における IFRS 適用企業数は 7,365 社であり、「IAS 適用命令」が当初、予測した約 7,000 社にほぼ相当する。10 年後の 2015 年度末時点で、ESMA の同じ調査によれば、IFRS 適用企業数は 5,981 社であり、約 2 割減少している²⁸。この減少傾向は、ドイツをはじめイギリス、フランスにおいて目立っている。ドイツの場合、ESMA のエンフォースメント調査では、IFRS 適用企業が、2005 年が 940 社、2015 年度に 535 社と約 4 割以上の減少し

図表 5 EU 規制市場における IFRS 適用企業数

国	2005	2015	増減数	国	2005	2015	増減数
オーストリア	83	113	30	イタリア	353	245	△108
ベルギー	146	121	△25	リトアニア	47	34	△13
ブルガリア	429	417	△12	リヒテンシュタイン	—	0	—
キプロス	141	93	△48	ルクセンブルグ	235	153	△82
チェコ	90	38	△52	ラトビア	17	24	7
ドイツ	940	535	△405	マルタ	34	43	9
デンマーク	148	139	△9	オランダ	190	178	△12
エストニア	22	16	△6	ノルウェイ	188	250	62
ギリシャ	356	229	△127	ポーランド	197	401	204
スペイン	310	147	△163	ポルトガル	78	58	△20
フィンランド	150	129	△21	ルーマニア	N/C	91	—
フランス	880	525	△355	スウェーデン	385	313	△72
クロアチア	—	147	—	スロバニア	66	27	△39
ハンガリー	35	42	7	スロバキア	N/C	27	—
アイルランド	83	11	△72	イギリス	1731	1281	△450
アイスランド	31	39	8	合計	7365	5981	△1384

出所：CESR (2007), CESR's review of the implementation and endorsement of IFRS in the EU, Ref: 07-352, November 2007 および ESMA [2017], Peer Review on Guideline on Enforcement of Financial Information (Peer Review Report), Date: 18 July 2017 ESMA 42-111-4138 の付表を基に筆者作成。

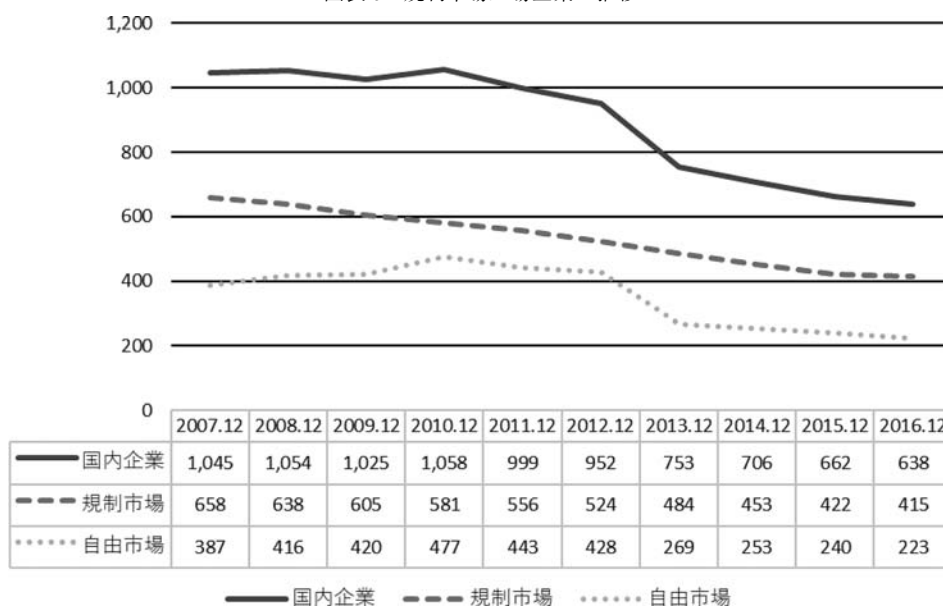
28 CESR (2007), CESR's review of the implementation and endorsement of IFRS in the EU, Ref: 07-352, November 2007, p.19.

ており、他の加盟国と比較して、その減少度は相対的に大きい。

Ziwierner は、そうした動向を、ドイツ取引所株式会社（DBAG）が毎月、公表する市場統計（データバンク）を基礎にして、国内上場企業数と規制市場上場企業数（資本市場指向企業）の推移を調査している。その調査によると、2007年に国内の取引所上場企業が約1,000社、そのうち約3分の2の658社が資本市場指向企業に相当する規制市場上場企業であったが、その後の10年間でその数は減少しており415社となっている。ドイツでは、約360万社の企業が存在し、連邦登記所データに依れば、開示義務ある企業数は約110万社、そのうちコンツェルン数は約20万社であり、Ziwiernerによれば、この数値に規制市場に上場する資本市場指向企業415社の数字を照らせば、ドイツの会計報告実務で「IFRSにための市場（Markt für die IFRS）」が極めて小さいことは明らかだという。Ziwiernerは、そうした減少の理由として、その多くが規制市場からの上場廃止、脱退、有価証券取引法の意味での組織市場でない自由市場へと指定変更が行われたためだとみている²⁹。

Küting/Pfitzer/Weberは、この調査結果等を引きながら、伝統的に、機関的他人資本提供者と少数の社員（株主）が所有者である企業が支配しているドイツにおいて、公的な資本市場は企業資本の調達にとって実質的に僅かの役割しか果たしていないという。組

図表6 規制市場上場企業の推移



出所：Christian Zwierner, 20 Jahre Kapitalmarktorientierung und IFRS: Rückblick und Ausblick, a.a.O., S.242 の図表を基に筆者作成。

29 Christian Zwierner, 20 Jahre Kapitalmarktorientierung und IFRS: Rückblick und Ausblick, IRZ, Heft 6, Juni 2017, S.242.

織市場に存在するドイツ企業数が1,000未満ということを鑑みれば、現存で約300万の総企業数との関連では、HGB第264条の意味での資本市場指向として、少数の企業のみが連結決算書の作成に際してIFRSを適用するにすぎないと述べている³⁰。

Küting等は、IFRS適用状況を、さらに非資本市場指向会社のIFRS任意適用を対象に調査している。調査は、電子連邦官報 (elektronischer Bundesanzeiger) における2009および2010事業年度における連結財務諸表の公開企業1,885社を対象に実施された。その結果は、2009年度については、1,785社がHGB準拠であり、残りの100社 (5.31%) がIFRSを任意適用する非資本市場指向の会社、2010年度には10社増加し、合計110社 (5.84%) であったとしている。また、Küting等は、その110社を抽出して、2006年まで遡及調査した。その結果は、110社のうち66社がすでに2007年度から2009年度までに「IAS適用命令」に対する事前適用の企業であり、実質的な任意適用企業数は44社 (40%) にまで減少しており、その44社のIFRSへの転換時期は、4年間において、17社 (2007年度)、14社 (2008年度)、3社 (2009年度)、10社 (2010年度) であったとしている。Küting等によれば、こうした調査結果を通じて、ドイツにおけるIFRS任意適用の重要な傾向がみられるが、そのことを明確にする後続の調査は目下、無く、さらに詳細にわたる検証が必要だとしている³¹。

以上、取り上げた調査結果は、資本市場を利用する企業について、そのIFRSの適用状況を包括的に捉えた結果であり、個々の企業 (コンツェルン) のIFRSへの導入理由やIFRS適用の時期、適用内容等につき、その細目まで踏み込んだものでないが、少なくとも、IFRS適用義務の資本市場指向企業、適用選択の非資本市場指向企業が参加するドイツの「IFRSのための市場」は、「金融拠点としての欧州」を目指したEUの国際化戦略の視点からすれば、企業数からみてかなり規模が狭められていることがうかがえる。

IV-2 非資本市場指向企業に対する規制緩和

連邦法務省のプレスリリースは、会計法現代化法 (BilMoG) の立法経過のなかで、つぎのように報じている。「会計報告義務あるドイツ企業の大多数は資本市場に要求を持たない。したがって、会計報告義務企業のすべてに費用負担を強いて、非常に複雑なIFRSを義務づけることは正当ではない。最近、IASBが公表した『中小企業に対するIFRS』基準案も情報能力ある年度決算書の作成にとって実用的な選択肢でもない。基準案はその適用が商法会計法と比較して一層複雑で費用負担を強いるためにドイツの実務において厳しく批判されている。BilMoGは、したがって、別のアプローチを採る。

30 Karlheinz Küting/Norbert Pfitzer/ Claus-Peter Weber, IFRS oder HGB, 2.Aufl., 2013, S.54.

31 Ebenda, S.57-59.

商法会計法を国際的会計基準と等価であり、実質的に費用節約的で実務がより簡便に対応しうる法システムへと改正することである。³²」

ドイツは、この「費用節約的で簡便な法システム」の構築に向けて、ふたつの規制緩和（Deregulierung）の措置を利用した。ひとつは、会社の法形態に応じた免責規定であり、もうひとつが資本会社の規模基準の引き上げである。この2つの規制緩和措置は、「IAS 適用命令」そして「現代化指令」の転換に際して、とくに重要視された。BilMoG を通じて転換された「現代化指令」は、資本市場に要求を持たない大多数の企業、つまり非資本市場指向企業に対する会計規定に関わる指令であり、その及ぼす範囲が広いことも重要視した。現代化指令の目的は、既存の EU 第4号指令（年度決算書指令）および第7号指令（連結決算書指令）と IFRS との間のコンフリクトを解消し、現代実務に適合した弾力性に富む会計フレームワークを生み出すことにあったが、ただし、中小規模の企業に対してはその特別な状態を考慮し、一定の規模基準以下の企業に対し作成・開示負担を軽減するため一連の緩和措置を継続するとしていた。

そうした枠組みのなかで、ドイツでは、BilMoG において、IFRS と等価値の諸規定が配置されたこうとに合わせて、以下のように、免責規定を段階的に整備した。

- ・ 個人商人に対する帳簿記入及び財産目録の作成義務の免責（第 241 a 条）
- ・ 小規模資本会社に対する状況報告書の免責（第 264 条第 1 項 3 文）
- ・ 一定の人的商事会社に対する年度決算書、状況報告書の作成義務の免責（第 264 b 条）
- ・ 小規模資本会社に対する貸借対照表についての軽減措置（第 274 a 条）
- ・ 小規模、中規模資本会社に対する損益計算書についての軽減措置（第 276 条）
- ・ 小規模、中規模資本会社に対する附属説明書についての軽減措置（第 288 条）
- ・ 小規模、中規模親会社に対する連結決算書及び連結状況報告書作成義務の免責（第 293 条）
- ・ 小規模資本会社に対する年度決算書及び状況報告書への監査の免責（第 316 条）
- ・ 小規模資本会社に対する公示義務の規模依存的軽減措置（第 326 条）
- ・ 中規模資本会社に対する公示義務の規模依存的軽減措置（第 327 条）
- ・ 一定の資本市場指向会社に対する公示義務の軽減措置（第 327 a 条）

一方、資本会社の大中小の規模基準については、もともと EU 指令において定められており、EU 域内の経済状況および為替動向を考慮して、第4号指令第53条第2項に基づき5年ごとに見直すことが決定されていた。「現代化指令」が公布されたのと同年、

32 BMJ, Wesentliche Änderungen des Bilanz-rechtsmodernisierungsgesetzes im Überblick, Stand, März 2009, S.2.

2003年の5月に、EUの「規模基準修正指令」が公布され、ユーロ表示の規模基準値（貸借対照表総額、売上高）を約17%引き上げることが要請された。

これに対して、2004年 BilReG では、EU 基準値より約10%の高い引き上げを商法典第267条第1項及び第2項（中、小会社の規模基準）の修正をもって実現した。また、連結決算書作成に対する純額法による規模基準（HGB 第293条第1項）も大規模会社の規模基準と合わせて修正された。この会社規模基準と連結決算書基準の修正は、2009年 BilMoG によっても実施されており、一層の引き上げ（貸借対照表総額及び売上高の基準値を約20%）が実施された（図表7を参照）。この改正により、大規模から中規模会社への移行が約1,600社、中規模から小規模会社への移行が約7,400社、合計約9,000社の資本金会社が規制緩和の対象となったという。なお、連邦統計局の試算によれば、この改正によって、企業の会計経費面で約13億ユーロ、さらに、総額で毎年、25億ユーロの潜在的なコスト削減が見込まれると報じられた。³³

こうした「開示義務の規制緩和（Deregulierung der Publizitätspflichten）³⁴」は、資本市場指向の会計改革によって、とくに非資本市場指向の企業に対する費用負担の軽減効果、立法当局のいう「簡便でコストパフォーマンスの良い」IFRS に対する代替案を与えたことだけでなく、その改革が非資本市場指向企業に対して広く不利益をもたらす可能性を、ドイツの立法当局が、強く意識した現れとみることもできる。そのことは、BilMoG の政府法案理由書が、「年度決算書と連結決算書に対する商法規定の現代化を進める上で、期待できる現実的範囲（in zumutbarem und realistischen Umfang）で情報水準を高める費用便益関係（Kosten-Nutzen-Relation）を考慮することは避けられない³⁵」と言及

図表7 資本金会社の規模基準値の変化

基準値		大規模	中規模	小規模
貸借対照表総額	従来	>13,750	≤13,750	≤3,438
	BilReG (2004)	>16,060	≤16,060	≤4,015
	BilMoG (2009)	>19,250	≤19,250	≤4,840
売上高	従来	>27,500	≤27,500	≤6,875
	BilReG (2004)	>32,120	≤32,120	≤8,030
	BilMoG (2009)	>38,500	≤38,500	≤9,680
被用者	従来	>250	≤250	≤50
	BilReG (2004)	>250	≤250	≤50
	BilMoG (2009)	>250	≤250	≤50

出所：筆者作成

33 Vgl., BMJ, Pressemitteilungen, Neues Bilanzrecht: Milliardenentlastung für den deutschen Mittelstand beschlossen, 26. März 2009.

34 Karl Petersen, Christian Zwirner, Rechnungslegung und Prüfung im Umbruch: Überblick über neue deutsche Bilanzrecht, KoR Beihefter 1 zu Heft 5, 2009, S.1-3

35 Bundesregierung: Regierungsentwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Bilanzrecht

したところからもうかがえよう。

結びとして

以上みてきたように、ドイツの資本市場を指向した会計改革は、域内資本市場の国際的競争力強化を求める EU 戦略の一環として、しかし、ドイツ固有の実情を反映しながら国際的取引を対象とする規制市場（ドイツの場合、組織市場）の上場／認可申請企業を対象に、証券市場法制的開示規制と一体化させ IFRS を商法会計法に内法化することにその重点があった。KapAEG によって導入された「国際的に認められた会計原則（IAS/US-GAAP）」は、その後の KapCoRiLiG から BilReG, BilMoG 等の法改正を経て、開放対象が「IFRS」（国際的会計基準）へと集約され、また適用方法も「選択適用」から「義務適用」へと置き換えられ、さらには「資本市場指向の企業」の定義が HGB に内法化されたことによって、IFRS の適用範囲はより明確化、限定化された。しかし、それらは、連結決算書を中心とした資本市場に対する情報会計規範を特別にとりいれた開放条項の部分的修正とそれによる関連諸規定の補正であって、資本維持、債権者保護を目的におく商法会計法の基本的法骨格に変更を加えるものではないと、立法理由書は位置づけている。したがって、資本市場指向の企業も非資本市場指向の企業も、商法会計法上、個別決算書に対しては、IFRS の適用が義務づけられることはない。資本市場指向企業の個別決算書に対して別途、IFRS の適用選択の道が開かれてはいても、それは情報目的のためのみであり、すべての企業に対して、個別決算書は配当・税目的のため HGB に準拠することが義務づけられている。

しかし一方で、ドイツの資本市場指向の改革は、EU が提示した「将来の進路」への行動計画（金融サービス行動計画）の第 2 段階に入っていることにも眼を向けなければならないだろう。IFRS と EU 会計指令との「等価性（Gleichwertigkeit）」を目指した「現代化指令」を転換したドイツの 2009 年 BilMoG は、「IFRS の受容」の次段階として、非資本市場指向企業が作成する年度決算書・連結決算書に対する「IFRS への収斂（convergence）」に向けての会計改革であった。

BilMoG の立法草案理由書は、年度決算書規定の現代化において、とくに中小規模の企業（Mittelstand）にとって、IAS/IFRS に基づく会計に対しての真の代替案となる、等価値で簡便なコストパフォーマンスの良い法システムを長期的に保持できるようすることが要請され、そのために商法上の会計報告規定の IAS/IFRS に対して「適度の接近（maßvolle Annäherung）³⁶」が必要だとした。また、商法上の連結決算書についても、とく

36 Bilanzrechtsmodernisierungsgesetz-BilMoG) vom 21.05.2008, BT-Drucksache, 16/10067, 2007, S.71.

36 Ebenda, S.71.

に連結会計義務がある非資本市場指向の企業にとって、年度決算書と同様、IAS/IFRSに基づく連結決算書と比較して、等価値で簡便なコストパフォーマンスの良い代替案を長期的に保持し続けることが求められる、したがって、商法連結決算書規定の現代化にとっての目標は、IAS/IFRSに基づく連結決算書との比較可能性を「緩やかな現代化 (moderate Modernisierung)³⁷」の方向で改善させることが優先されるとしたのである。

Beatege は、こうした理由書を引いて、BilMoG が、ドイツの非資本市場指向企業のための IFRS 会計システムと等価の会計モデルを目指そうとしたこと明らかであり、非資本市場指向企業に対し IFRS と比較可能な年度決算書の作成を可能としたという。そして「BilMoG は、いよいよ国際化するドイツ企業に、国際的に受け入れられる決算書を可能にする。非資本市場指向のための、会計の (IFRS に近づく) ドイツの回路を意味している。その点で、国際会計ではすでに周知の、いくつかの要素がドイツ会計に入り込むことになったのはごく自然である³⁸」と述べている。しかし、そうした「ドイツ的回路」は、他方において、新规定の適用上、その解釈をめぐって法的不安定さを生じせしめている。

Küting/Pfitzer/Weber は、著書『IFRS かそれとも HGB か (IFRS oder HGB?)』(2013 年版)³⁹において、IFRS との接近がはかられた状況のなかで商法会計法で検討されるべき会計実務上の課題として、HGB 第 252 条 (一般評価原則) に掲げられる個別評価原則、実現原則、調達価値原則の適用、そして、個別会計項目として、財務投資とみなされる不動産・無形資産 (とくに、のれん) への計画的耐用年数の見積もり、債権の価値修正、引当金 (とくに、年金引当金) の計上および評価、開発費の資産計上、潜在的租税 (とくに、税務上の損失繰越額に対する借方潜在的租税)⁴⁰ の計上を取り上げている。これらは、BilMoG の立法過程においても議論された将来事象に関わる論点でもあり、総じて意思決定有用性、公正価値 (fair value) 評価を重視する IFRS と債権者保護、資本維持を目的に据えたドイツ商法との間に存在する評価構想 (Bewertungskonzeptionen) の違いに起因する。なるほど、現状では上述の会計事象 (取引) について、BilMoG を通じて、HGB と IFRS の基準間で部分的な適度で緩やかな接近が図られ、また、関連する資産・負債項目に対して、計上・評価選択権と配当制限条項が付与されたことにより (すべてではないが)、法制度上は、資本維持・債権者保護の目的もそこで担保されてはいる。

しかし、BilMoG によって策定・改正されたそれらの諸該当規定は、その適用に際し

37 Ebenda, S.73.

38 Jörg Beatege, 「ドイツ会計の国際化」(邦訳)、佐藤博明、ヨルク・ベトゲ編著、『ドイツ会計現代化論』、森山書店、2014年、2頁。

39 Karlheinz Küting/Norbert Pfitzer/Claus-Peter Weber, IFRS oder HGB, a.a.O.

40 Vgl., Ebenda, S.73-122 und S.205-224.

て、現在、実務上の困難さと様々な批判も招いている。会計実務の有り様は経済過程の進展とともに絶えず変化し、会計制度と会計規範はそうした会計実務の変化に対応して再編される。したがって、上述の諸会計事象も含めて、資本市場における投資家指向の新たな会計事象に対して IFRS の基準改定や新基準が策定される時、EU が主導する「会計指令の現代化」が今後、IFRS への等値化・収斂を継続するとなれば、それにドイツも対応せざるを得ない。EU の法体系においては、EU 条約に基づき「指令」はすべての加盟国がその実現と国内法化が義務づけられているからである。その場合、商法会計法を中心とした会計法体系をどのように再編、維持し、法的安定性を求めていくのか、ドイツの法システム（Regelwerk）があらためて問われることになるだろう。

かつて、KapAEG の開放条項の新設（IAS/US-GAAP の導入）に際して、Busse von Colbe はその論攷において、「パラダイム転換（Paradigmawechsel）」をキーワードとして、こう述べている。「ドイツにおいて従来、慎重原則と債権者保護に特徴づけられてきた配当測定と税測定という会計の機能が、意思決定関連性を指向する投資家保護の情報機能に押しつけられ、少なくとも強力に制限されるだろう。その際に、企業に対する商法上の個別決算書もまた、従来のままでありえない。それとともに、近年、ますます空洞化してきている基準性原則の現在の形態は時代遅れになるだろうし、あるいは租税立法者が、税測定基礎として国際的に認められた会計原則を指向した個別決算書を部分的に組み入れるかもしれない。ひょとして、破産という観点からの債権者保護に対して外部会計によって影響を与えようとする限り、立法者は制度的保障から情報的保障へと移行することがあるかもしれない。⁴¹」

こうした疑問は今なお、現在進行形のまま当てはまる。そこに、ドイツの資本市場指向改革に内在する意味と将来に向けての制度課題が読み取れるといえよう。

41 Walter Busse von Colbe, Der befreiden Konzernabschluß nach international anerkannten Rechnungslegungsgrundsätzen, in: Dieter Dörner, Dieter Menold, Norbert Pfitzer (hrsg.), Reform des Aktienrecht, der Rechnungslegung-Prüfung, KonTraG-KapAEG-StückAG, 1999, S.40. なお、ドイツでは、制度的保障（制度的債権者保護）と情報的保障（情報的債権者保護）という用語は対比的によく用いられる。債権者に対して適時的な情報（時価情報等）を開示することによりその保護を図ることを意味する情報的保障に対して、配当利益計算に対する規制を通じて債権者の保護を図ろうとするのが制度的保障である。この点については、佐藤誠二「ドイツ商法会計法のコンセプト～IFRS への調和と対抗～」『會計』194 巻 2 号、2018 年を参照。